椽下談　一

和書門　類
二四二一六　號
一六　函
四　架
六　冊
326

341
内閣文庫
和書　類
二四二一六　號
六　冊
一八二　函
二　架

儒家　二ノ一

内閣文庫		
番號	和	24216
冊數	6	(1)
函號	182	341

182-341

国立公文書館
National Archives of Japan

克明館藏書

經濟録節評 橡下談上巻上

石見 三好義英 著

日本ノ學者モ百年以来ハ云
而至まし中古の儒学は皆彼注疏の学なりしに。近き世ハ。宜まし
彼宋儒の心法理学の弊の移り来しかば。仁斎氏荻生氏など。次く
辨学論じて。[illegible]說どもし。

○王公ヨリ以下ノ人ニ云ヘバ只俗智ヲ用イテソノ政事ヲ行フノミニ
此言ましくして。彼西土なる聖人と云者の外まで。人有るとを無定ざる
をえらぬ病なり。縦令聖人の教を知とも。其なきハ無益なれども。天下
を治めて。其宜を得ず。何ぞ此彼聖智の制をも。倚人也。彼聖人の言を卷。
從彼人の俗習なるのみ。然る故に以て。我神随の真の道ハ。中くは指
ま戻りて。况也其の教説の後代に流毒せるも少くのしまで。其の由ども、

淺草文庫

克明館文庫印

泥くまじと謂可し。精くも予が若しつる。偶發葛花に就てみるべし
○凡經濟ハ古ト今ト時ヲ異ニシ中華ト日本ト時ヲ異ニスレ圧モ
先ヅ凡儒者たらん者ハ。名分名義の。國體に係る処など能々案じ。国体と云
事など迄も行し。耻かしめ失ハずしまきるの哉。弁へ知る可き也。是即ち
孔氏の教なるを。儒者としては其の教をも弁へ守るべきなり。又名分名義の。重く國体
に係るものなどをも。おろそかにせずして。經濟をもし論せんも。不学不智なるべし
にして。又即ち。先聖先師の賊臣賊子なるべき也。先聖先師若此語を慎まん
なれ共。堂論者が徒の如くに惑ん哉。既に汝等が先師の言もあり。先ヅ名正と
云ヒ。又我が知る所の。其唯春秋といふも。其春秋の筆法ハ。皆尊内卑外の
定めにて是も即ち名を正しくする也。然るハ彼書に薨卒など記せる等。殊に
著明き證や。其も魯僖公三年八月の処に。八月庚辰宋公和卒と見えたる
類をも見る可し。のち外なる一段卑しめ。内なる定る非ずや。我ながらも左傳

克明館藏書

に杜預が注にも。稱卒者略外以別内也と云るなるべし。然るも魯も亦宋も。
皆同等なる。諸侯と云る列なる上に。宋も彼国にては。上公の主と云て。實ハ
一段貴き國とも為可き哉。従其の主君が死をも。卒と記しつるハ。全く外
なるを卑めたるなり。その卑めたる由と云も。礼記曲礼下に。天子の死ヲ曰崩。諸侯
曰薨。大夫曰卒。と見へたる是にて。其礼法にては薨と書可きを一段下して
卒とも記しつるなり。是名我国を尊み為可きなりて。名義の国体に係れ
る所。大なるをバ。彼国内にしてあるまじ。亘に如斯なるまじ。彼は是も東に相共
らざる。餘事に於てをや。然ゆ迄雲にても。總ての哉。書紀せるにも。歴代
に其書法名呼哉で。假称すも過つとなす。先ヅその主宰の上にて八。自国の主
哉。何時にても何処にても。皇帝天子と称す。外国の主をも。皆なをもの
國王と称して一段下し。又其詔勅を称し。或も勅なると云名呼とも。
只自国の主のみにて。外国主にも上にも。假すも云はず。又主をも自國なとぞいつも

克明館藏書

中華中国なりといふて。四方の夷をも。東夷南蛮西戎北狄なりとのみいひて
華夷を以て別称して。他の国を中原中華なりといふてハ。一切(フツ)に無し。是皆
己を中として尊びて他をば辺とし外にして。一段降せる定めなればにや
仏家の内典外典なるといふも。皆又同じ定めなるをや。然るに我国人として
仮令儒者なりといふとも。彼を中国中華と称(トナ)へて。我朝を返りて日本夷
狄なりなどいふは。返りて彼土(カシコ)の先聖先師の制教を弁へ知らざる者にて。然
として君父の国を。辺夷となすも。豈甚き不義悖義ならずしや。孝
経にも。既にいはずや。不愛其親而愛他人者。謂之悖徳。不敬其親
而敬他人者。謂之悖礼。以訓則昏。民亡則焉。不宅於善。而皆在於
凶徳。雖得志君子不従也と。豈論者が徒の如くなりしは。孝家君父
の国の為にも。忠不孝に非ずなりや。厥身既に忠孝の心ありなくして
如何で人をも治め道なんや。国家の治術に興りぬべきや。荻生氏が徒も。皆此(コレ)

克明館藏書

のみにて。君父国家に。忠孝の道を知らざるハ。不敬不礼の罪人に非ずや
若彼律制行ハるゝ世なりせば。如何でか論者が輩ハ。大不敬の罪をバ逭るべ
きやは。儒者として名義をも知らずて。礼敬の乃をも知らざるにや。孔子の所謂
小人の儒なるのミ。況や古代に儒教を移されし時に。早く彼の尊卑内
外の称をも移されて。我国を中国と定められ給ひ。彼等を西辺外蕃
と定めおかせる御制なるに。此方制度をも窺知らずにや。此全篇中にても
我をもいつも国号を挙て日本などと称し。彼をバ推出して中華といふは。
不学不稽のみにて。恥辱を墳墓に遺(ノコ)せるなるべし。孔氏の言にも
言行ハ君子之枢機。枢機之発栄辱之主也。云々可不慎乎と云るを
をも思ふ可きなり。然て古代に早く。彼の制をも移されしにハ。玄蕃寮
をホウシニヒラトノツカサと訓じて。ホウシハ僧。ヒラトハ蕃客にて。即ち
西土三韓等の蕃人の辞見を掌らしめたまへる此寮にて。亦以て通ふべ

ることゝ。凡此一件ハ此書全篇に係れる事なれバ。能々留置てよむべき也
○四方万國日月ノ照スホトノ地ニ聖人ノ道ノ行レザル処アルヘカラス況ヤ日本ハ住吉ヨリ聖
人ノ道ヲ用ヒテ治メ来ル國ナレハ末世トテモ再興セラレマジキニアラスと云
此一段は無稽の論ひにて。更に云言を知らざる浅癖見し。先ッ住吉より彼聖
人の道といふ物を用て。治め来れりと云るは。何を以て如此も云るや。抑住吉も拭
巻とも恐き。天祖邇邇藝命の御天降より。橿原の大御代まで。一百七十九
萬二千四百七十四歳をぞ歴給ひぬるよし。白檮原宮の御紀にみえたり。
仮令此年数は。一定し難き由なりと有ども。いづれにしても。然許に久く遠き
御代々を知食ぬるにも。更に彼聖人の教に与りたまはず。又橿原の大御
宇より。明宮の大御代まで。凡千歳計の程も。於彼道を密擬ひ
給ふことなく。神の隨に知食まして。御盛徳も益大御盛に。遂に海外
三韓までも。我に血の中にまをしたまへして。其の化に嚮来しなれバ。然るを

明宮の御宇より。始て彼国の書ども参来て。稍其を学ぶ事も有けれど。猶さし
もその道をいふまでハ。学移されけるにもあらざりしを。御宇には然
歴て随に其の厳書気なる教誡説。文飾儀制をば移されて。遂
に豊浦宮の御代に彼聖徳太子の。御政執ましはじめより。彼皇子の事
に聡明き御性なりつるのみ。彼土の郡縣の制を。宜きことと思しめし
ぬるに。神随なる封建の制をば。草創なりし故に事起し初めたまひしを。其の
後豊浦宮の程。天智天皇の未だ御位知食さずして坐し日の時より。朝
廷の事の儀式何もかも皆更也。此の間大かた。遂に彼郡縣の制にも変へ改
改新の御政を推すめたまひて。世間の状一度轉りて。遂に西土国状になりぬ
りけるを。其後次々の御宇にも。其御志を継せ給ひて。大かた此状皆西戎
事と成る事にもあらなんとしけれバ。只。中古十数代の間をぞ然るにしも。是を以
神随なる状なりける。寔に其の御制のしどろになり。下頽廃しての末

世の間久しく乱れて騒しかりしほどに、又遂に彼古の世の如く封建と云ものと
趣きは成償りて、今の時代には至りぬるなれ、然るに合せては世の人心のいと深く空浮(ジンミ)なる
狡點(サカシラ)風の移り直りていへさる状、是をも近き程より云ひ来て募りて人心もいと異に
生来物ぬるは、皆直日神の御心として、即て古への清き状には立復りぬ可き萌(キザシ)
なるをや。然るは其中昔の頃、全く彼国状を移し学びまでありしぞ。其中にも
主と大なるは、天下を郡縣の制に成まししぞ。其代一なれ、然るに此制ぞ彼
古の聖人と云し人の制には非る物にて、返りて彼儒者どもを坑し経書をも焚
きれ、後々の世の儒者どもは虎狼を以て賤みする秦の始皇が制なる、此今
猶何にか往古よりして聖人の道を用て治め来まつる国とは云るぞ。但し往
古の郡縣の制を立まへしなりして、在りしまゝなるものにも朝廷の御の時
儀仗何やものかは、或は九章の御服、又も官制なるものを大かたは彼の唐と云代
の制を学び移されて、彼律令の時史ども作りなしたる物にて、その唐の代の制と云

るぞ。返りて彼古聖人の制とも同じからぬ事も多かりし。然りして大かたは秦より以降の
制どものなるを、是をも程推出して、彼聖人の道と云ふ事も有く。況や其秦
移されて来る時代のほどと云ふべし。君臣上下の定りの大凡の動きなき事ぞ。此一
大重事は、彼聖人等のいはれのなどある、堅き避能はぬ譲りて、天下をば官ぞ賜ける
等(ナド)云る如きは、彼天命の説やうには聊しも行はれず。是即ち道の大本大義に
しても是を除きて、別に道の事有るを、更に無きことなるも、道に於ては
絶て聖人の教に同じからぬ事とはなくして、其の日用ひらるゝこと多かる、
只聊か定なる末なる小儀微なる文飾をも移されたるのみなれば、如何でか
聖人の道を以て治め来まつる国とも云べけむ。且彼国風を強ちに好み
守りし其時代は専らの様をとも云ふし。餘りに異風に過ぬれば、官符を
下しなどもありけるもの、皇国にも行はれずして止ぬ。続日本紀廿二巻曰、廢帝の
三年五月の下に云、其細俗意見、略據漢風、施於我俗、事多不穏、雖

臣下官符ニ不ㇾ行ニ於世ニ故ニ不ㇾ具ニ載ニ。とみえたる是なり。是は五位以上の官人達。又六
位の僧侶なども。封事とて意見を奉りしたりし時に。其の税を上載にて達て
終られ如斯と記されたるに。今此文を以て考へれども。此より既に官府なども
成下されたる事のみに有るを豫て識ゐらるゝ所有て。如斯も記されし趣なるべし
且彼聖人の道にては。三諫て聴れざれば。退去るをも臣節を失はざる
美行とし。或は婚姻に。婿の親その婦を迎へて婦の事を三御する等
或は喪服居喪の制なども。又聖人の道にては。父が尊る所の事として。無下に
卑賤者なども擢用し。又世官を罪とし。或は昭穆の廟制。又社稷を立る
なぞ。又同姓の昏を禁し。或も牛羊豕雞犬を殺して。天地鬼神を祀り。
大かる如此る類にも。彼聖人の道にては大事大義とし為ることとも。皇国
にては。一つも行はれぬことなるなれども。宜く祕有へきることも能せずして。只彼を米し
有る。文飾制度なども。彼をさ移されし。且その移されたる時すら。暫く行

はれたる。第一なる重事は。唐の如く天下郡縣の制なり。一つのことなるに。其の外を除て
聖人流れも。非る由をもなにも怡安へもせずして。只に彼浮説潤色の書籍
を信して。彼国の制度にも皆彼よりあるが如く。又世風の美悪治乱さくも彼
る道ある事と云もの。行不行も自然の如く。思泥めるは。豈如何なる不稽言の
学問哉。是を如何で。彼国の儒者とも云つべんや。化て是等の趣ども。皆
全然偏に係られるにもあられども。能下留置て読み合すべきものなり。
○若英雄豪傑ノ人有テ上ニ用ラレ時ヲ得テ其術ヲ施サバ先王ノ道孔子
ノ教海内ニ行レテ万民其澤ヲ被ンコト日ヲ計テ待可シ昔人之言
此段殊に嗚呼なる論ひにて。是も論者の下の人なり。自ら英傑を以て許せ
るものにて。自ら揣らるにもあらずや。中古朝廷にして。彼土の端々を学ば
されし。殊に西風を好まれしもあひし。儒学のなりと云とも。彼土は先王孔子の
澤なり。永く民に被らしむること。ゆゝしきは聊もなることもなくして。況や彼が

制の随まゝぞ決て行はるゝ事能ざるは。我神随なる道の正道の其実ありは。天地と
共に古今を貫きて素直にして動く事なくして。代々に移り変れる事も唯其
の末なる文飾作りの。微変のことなれるの故。其彼の自国すでに乱々代々に皆頽
敗為下。只表面の言種はかりに。聖と法とし云立られて。実は其の乱行はるゝ事
無きことの故。如何でかの国々あるを。我の況を崇る事の由有んや。元異邦と云んとしては
彼が心術を率せる。属国なるまじく云ふべし名可き也。然らぬまでも。縦へ異
國なりとても。何如此る説をは古事に云んや。況や異邦は神随にして。国とを
治る故治化行るをや。然又其全篇中にして。天下が一も取用ふるに足らず
此身一死を遂ても。生るゝ如くなりんとして。思入あるも。可憐の志すら述ぞ。名義の係
る所。自他尊卑の敬義知らずして。国体を失ひ上を侮へば。大不敬の罪をして
顧さる。見識の分すらは。道に志有らん人の。誰か是に従んや。

右序中の事を辨ぬ

○又秦漢ヨリ以後ハ先王ノ道ニ違フ事多キ故軽シク取用カタシ先王ノ道
ナレハトテ今ノ日本ニ是ヲ其侭ニテ行フ可キニハアラヌ子ヒ天下ヲ治メハ何ニスモ古ヲ考
テ是ヲモトヽ斟酌セサレハ末世ノ俗智ニ牽レテ易ニ俗智ハ大ニ害ヲナスナリトヽ
云段又其の自己る所を考知らざるの俗見にて。天下国家を治るには。只聖人の教法なるを
のみ知りて。其他を知らざる管見のことなるず。其の教法は中にある大毒有る事
を知ず。弁へざるものなれ。別て西土にては後の世に倣ふ所は大抵皆秦漢よりの法を
又所謂先生の道にも。右のやう弊害なき物也と思へは。只論者の泥見なるのみ
彼等が心行にも制礼すら。後是を口実として倣しく。天下の大害となれり。微
義の事は云に足ず。人間世の第一件先務なる。君臣父子の常道真義。彼古
聖先賢と指名る所の。伏犠神農黄帝より。堯舜禹湯武文周公。孔孟
伊尹呂望なる迄の。列聖列賢の言行以ては。真の正き人間世の惟神なる
常道大義は。更に聊立ざるものなり。此輩説も説く侭寫に出せる故に始く此を

八因合けるものゝ。仁義を賊ふの罪の名として。天命と云る事を立て。現在久しき
君統の主を殺し。其位を簒て天下を奪ふ。従是を以て仁義の軍とし。
民を救ふ名と為ハ。おのれをも王者の師と為るハ。黄帝是の魁首なるべし。
そハ史記なとにも明らかなるものや。又是より上伏儀神農ハ。皆簒奪なきハ。淪れる迹
彼國籍にも見えざるものにて。則後葛に引証なしとなすべし。中にして舜
禹の遍奪。下りて湯武に及べるハ。更に論に迫もいかざるなりや。又孔子の下於ても
是も又諸書を引証なして。同く後葛に於て正せり。彼堯舜も父子の衰へ。又
彼湯武も。君臣の衰と云ときハ。是も彼土にあるなるべしや。凡人間世に在ても。君臣
父子の常道真の義の行れざる聖人の道をハ。豈学ぶに足可んや。何故に人数を
辨ふ為可き。其堯舜を口実と為るハ。燕の君臣なるを是之。従彼漢末より
以来ハ此禅譲の名の相継なるべしや。湯武を口実とも為るハ弊ハ。毎挙に豈遑あら
らんや。又其礼制何より於ても。其の末弊を生せしなるハ。季氏の僭礼何をか類。

皆彼制度の末弊なるをや。如何でか天地造化の神代より制法あるべくして。今
誤りたる定しなれ。弊の出来んとしては有るまじきハ。
○又今大将軍ハ海内ヲ有チ玉ヘハ。則日本之國王也サレハ室町家之時明ノ永楽ノ
天子ヨリ鹿園院殿ヲ日本王ト称シテ書ヲ送リ玉ヘリ當代ハ
東照宮ヨリ山城　天皇ヲ憚セ王ト謙遜ニ過テ王号シ玉ハズ謙遜誠ニ盛徳ノ一ナ
臣國家ノ尊号正シカラズサレハ文字ニアラハシ昏籍ニ載ルニ及テ何トモ称シ奉ル可
様ナシ大君ト称シ奉ル者アレ臣僭号ナリ大君ハ天子ナリ云々
此一段完賢。又大不敬の罪を知らざる。況や例の名称名義の礼を知らざる。国体と云ものを
弁へざる。甚しき腐儒の俗説にて。愚惑の至極と云べし。先今の大将軍も
とて。彼明主の贈りし書を引出て。論証のやうなるも如何なるにや。既に頼朝卿の
頃より。武家海内をも治めんなれど。天朝より勅任有しハ申も更也。その事自も。
王号を称へざる例やも有る。豈独り当代の謙遜なりしんや。又固より私なる。

然称しゆ適はさるものも。是ハ人間世第一の大礼義にして。國家無窮の根本なる故。此道独り御国にのみ。地に墜さる故。論者ら徒等も謙遜にて。称しゆハぬものと思へる。其ハも皆西土戎狄の悪俗をも。従悪俗やうしひ知らざるのみ。本より君臣なる尊統無き。戎狄の風ともいふなれ。其ハも誰にもなれ。一勢ひある時にも。己の心任せよ。常に称し王の称をする。彼悪國俗の様子をしも定規としても。家此國の道を矯作。君謙遜まていかさまでも。只其ハ人任次第に。王をも何等も称しゆ適はぬものとしし。思へる氣なるハ。抑も何なる愚惑とも哉や。論者も先ても上古も。物も知りなる者の如く云ひ立ても。ざすらハ天下をも治め教令を此上にても。向き更なる物なる。論者ら類にも此坐ずしても。道の大義に係まるものども悉も。能知食分まへる趣なるハ。豈いと可感しきる限ならさしんや。今世一つの趣以てしも。第る彼をと引来りて。我経済を論ハんなも。痛く合難きものだ等多なる可きるに故知るべし。然彼室町家の當時。我開國以来ならさる所の

外國へ對て臣の称せるなれども。今更に云可き詞も無き計りの。天朝へ礼敬を失ひも述て。國体の汚し過ちて其恥辱すをも。千歳に遺されたるを。論者が徒も然するはちなきに。歎息もせずして。彼に媚ら遣るを欲ふ氣なるハ。賊んやもし云つ可きものなるをや。其の時に彼明主より由無しき世妄に善言を潤色で。引て王あるやうに云送りしを。然る適はぬ称号の如く云るハ。何学見無き論ひぞや。又彼明主を指て天子と云。書の送てなきりあるどもなし。如此ても彼國人にて礼敬知らならんやもや思へる。彼國人も我天皇をも。従如此自せるにとや思へる。何ぞ自ら恥辱を知らぬや。是定なるのみも。鈴之屋故翁の。彼馭戎慨言すも。既く論し謂述し説なり。抑彼時まさへに。此方より。猶有る係ま名告遣さるを。明主より復言すも。推て王称をしもなしハ。總て何国に渉も。其の國君なるをきなる人とハ。文書の往復あるとハ。為堪じき彼の制なるを。當時されなかに。然るとも計らは見しても。天皇の大なるし坐るをハ。実も能弁へ居るのならもぞハ。従空事

ぬ状に取なして、彼大将軍をしも、只御國の君なりとして、うくハ称へ送し物なるをや。若果して然ならずハ、此方より書送らせ遣し、権号を除くる。何の由以てか、推て王なりとも云送る可きやも、彼豊浦の宮に御時の、隋主に復言、又元の世に送りし書にハ、彼ハ王なしハ白し送らずやも、別て元賊が言にハ、恐くも天皇を指奉りて卿なりとさへなして白して、無礼き極こを尽せしならずや。如此る読がとも読見る時にも、歯の根砕けて髪逆立るを、論者が徒なるも然らぬのみならずも。返りて彼主を天子と称へるが、彼を中華と崇へ云るハ、称何なれ大不敬なるや。迫しも如此等論者れ、豈名号をも正しハ為可きや。又今此邦に天皇の居上たまへ山城としも詞を置るハ、是をも如何なる不礼不敬の文辞を為ることを知らざる事為なや。是亦論者ハ孔門なりとも、其筆法あるを知らざるならずや。彼春秋にハ何とか書たる。其をも猶魯國の史なるものにも、当代の王をも周王とも、何処の王なりとも書なる例なも有る。唯推出して王とも云ずや。然るハ開巻第一條にも元年春王

正月三月公及邾儀父盟于蔑と云、秋七月天王使宰咺来帰恵公仲子之賵と云る類を見ても知る可し。夫のミならずして魯國の主をも、只推出して公と云。餘も皆其國を係て云。是等も則上に論せる如くにて、自他を分てる筆法ならずや。彼土にて在ては、昔よりして、國の君統通らせて立ねども、其代過ての後より云にハ、唐尭虞舜夏禹なども、其代の号を称して係て云るも、後しなる代とても云んも更なり。何世を何世とも分難かる故にて、其代又其国処の名をも係て云ねばならずも、当代当國に在てハ、猶只推出して王とぞ云可き也。然るを御國も神代よりして、皇統一脉天地與無窮に、大まし坐在を猶もさ何れに対して、ハ、山城なりとハ、別て申すや、凡論者の礼義を知らざる孔子の教を為知べなる、無き如此るも捧腹ならずや。如此り推言無き論者の如何てか、國家の尊号をも知らんも、其王号を立のみならざるを、正し号の正しからざる、此所為の如く申なるも、既にもえるが如くにて、皆彼西土戎

狄の國俗を引来りて。我國風を。不正に化さんとの毒言なるべし。別て
古代の法制度も。皇親の限りに非ざれバ。王号を称へる例無く。縦令
親き皇孫にても。既に一旦姓を賜ひ臣下の列に下りたるハ。皇親の
籍を絶たれて。再び王列にも得坐ぬならひぞや。然るを諸王も五世迄も。猶
王号を称へ得ましく。凡て法令に王と申も。皆皇親に限りたる。御制なる
故を以て。若皇親に非ずして。王号を立られんハ。容易ならざる謂れ
有を以て。従来号をも。立られざる成可し。然れども源家も。皆皇別なれバ
漢以来隋唐などにても。猶王爵を置れたるに。其王子にて封ぜられる者を
侯王とも云る事なれども。稍降れる代の例しとも申もあり。彼白河殿の
神祇伯に任ぜられてハ。王に復されて例も有れども。漢の代よりの跡をも
此彼合せ引せのなるべし。王号を称しゝ復せ給ハん事又ハ。絶て有まじきにも有
きる可けれとも。是なき私にハ如何でか称へ奉る可き。又唯今の御称への係し

とも文字に見へし書籍に載奉らんにも。只大将軍と申奉りて。少の難義もなかる
ざるべきを。只管西土の風に諂るんよりして。何事にも称し奉る可きやうにし
ときへ白奉るハ最も愚の惑と云可し。昔年琉球國の主久しく薩摩に因て
ましける頃。放還されるに後る其國より西土に遣し書にも。是皆大樹将軍の意
にして。外君之を行ふ所とも書たるに見えたるを。今将軍を大樹と云るハ。後
漢の馮異が故事より起れども。其本さる謂れにも有るされども。今打任せて加様に称
し奉らんも。不足由さへ無きにもあらねども。後々ハ推出して只別号のやうなれバ。従
斯申し奉らんも。然しし諱避奉る可くもあらざる処し。又彼の風に諂ふ心にも無く
拝任まします所の官号を称し奉りて。何の不雅なる所か有んや。又大君と称し奉
るハ僭号にて。大君ハ天子を云るハ。易左傳などにも此字有る。其ハ皆彼土の王を云る言
にもなれども。然れども彼土にても。其の主を大君と云るをハ。歴代に然しも聞えず。然れバ
此字僭号たる事ハ云ふに及ばず。即白石氏の折たく柴の記にも。此ように謂れて。當時彼人来朝

せし時に。以来も日本國王と。申送る可き事と。定めらるゝなりし。此彼を論じて。天皇にも天
子を以て称し奉り。将軍には従国を以て称へ奉る可き也。国王と申奉るは。憚り坐可き御
号には非るよしにて。此義を立てられたる由なれ共。その後代にも。彼処にては。従国王と
も称しきこえ奉れる。然れ共是も只。外國へ對しての事にては。然る称号をも用
ひらるゝ迄。我大清國の内にては。然称へず。御定めなりしにや。然ると此御称へに
仮令只外國への。對しての事なりとも。彼等の記せし趣のことにては。天朝へは奏し請ずして
も無くして。只彼先生の建義に。従はせらる趣なるも。今窃に思ひ奉るには。最恐（イトカシコキ）
き事なれ共。猶如何なるにや思はるゝ迄にて。しかのみ非ずて。凡人臣として。如此る大号を定めらる
ゝの我。私に建義せらるゝ事なるは。彼先生の見識にも似合さる事ならず。是ぞ亦
国体を失へる。いかなる故か。通りけんや。彼先生と云へども。儒見の垣内（カキウチ）を出ざる
は。今更に以て口惜しくして。然る此御称号。其後享保四己亥年。韓使の来りし時
度に。又御命令ありて。昔の如く日本國大君殿下と。称し奉らるゝ事になされたるは。最も

可感（メデタシ）き事なるにや。然又大君と申を。僭号なりと云ましき由も。然るも此二字をも
漢文中に書入らず。唯字音を以て。称んには。彼孰一字は有まじくも。強て天子之とは云可
らずして。然迄も朝鮮にても。其官名に。此名有りとも。是豈天子を白さん尊号なら
しも。彼国にとては。いかにてか官の名とは云んや。然るを論者の如此云るは。姑く彼二字を迄て
オホキミと訓せるよしにて。天子とは云る可き迄も。此大君の二字はいかにても訓讀す
可き御定名ならんや。畢して右訓讀なるにては。強ち僭号とは謂可からずて。此彼字は
歴代の称号にも出さる字なれ共。若推出して国王と白さは。返りて御国の恥の我知
らざる。異邦の人等には。是即に天皇なる可く。思ひ混ふ人も多かる可きを。大君としても
申して。御称号は。天皇に給る方は。申しかけ御名にあれ坐可き。然又（さて）上にて称しまつらぬ王
号をは。下より妄に称し奉る可き義無き故に。詮方なくして。縣官国家朝廷なとゝ
然に依て白せしえるは。是亦如何なる由共なるにや。既に上にて称しまつらぬ王号を。下
より妄に。申奉る可き形ならざる理り知らるも。右等の如き状にて。私に称呼し奉るは。何で

自其二を知て。二ツ共分らざるにや。縣官なりと申奉るハ妄なれバ。王と申奉るハ妄ならずとも。何
に依てか定まりたる上にて用ゐもさるゝ持名をしも。下よりしては称へ奉るハ何とも申奉
らんも。皆同妄なる私なる事なれども。読人必是等の忘説を。信用せざる事勿れ。只公
然なる御名を以て。何時にても。何処までも。征夷大将軍と称へ奉るべし。実に正き
持称にハ有べき。論者の説ハ。只皆異國の制に泥みて。如此なれまで云ろ物なり。

○日本ニテ御字ヲ用ルコト妄ナリと云て

御の字を叙べしと嗚呼(ヲコ)なれバにや。是ハ論者の云所ハ。万ツ唯西土の制に泥めるもの
なれ。如此ハ云ぬ事なれども。御者の御と云義に當りたるとハ。皇天子御一人のをすらんや。従ツ
入世にしてハ。大将軍も。白奉るも更なれ。従列国なる。大名達も。皆則ち天皇の持
尾前とハして。其国々を治めし侍すも。従彼御者の義なる事ハ。始く大きと小きハ
有りとも。何も其義なるべしとハ云んや。亦此字をハ三ヲと訓して。其の三と云る言の。全くハ
此字の義に叶へるにもあらぬ称なれば。さるひて。三と云る方ハ。則ち此字の義に的當る故に

其方にも皆此字を書習るにて。然てその御とは。唯さるひ言なるの故に。天子の御統(ウヘ)
にも限られしてか。凡てなるぶに用ゐるのみ。自然(オノヅカラ)此字をも。万の上にも用ゐるなし。然
て是を異の音にゴと云て。俗言の旅(ウヘ)に用ゐるハ。大概皆御と云て。さる方より傳りて
用ゐる物ぞ。是乃ち我と彼しば字音にて用ゐると。訓にて用ふるとの差(タガヒ)よりして
如此も成たる物なるを。論者今其の然る可き由をも能く得弁へずして。妄之とのミ
云るハ。返りて妄説するものをや。又序に云ん。御と云言ハ。必ずなるものに非ずして。凡
云ふ事物を。賞美せる時も用ゐる言にて。その時にハマと云も通へる例も是等の
妻なるどもハ。腐儒などの知らぬ事ぞ。如此て御の上に加ふと云ことを添て。大御何
と云も大概皇神と天皇とのミに限りて。外傍へてハ云ぬ語にて。此等の差別有るものぞ
然れハ唯御何ゴ何しと申せてハ。更に僭妄にハ非ることを。弁へずして。返て僭妄と
とて此篇に是ツ用さるハ。又一笑之。惣て御番御奉公等の持を一笑に
餘りしと云るも。又返りて一笑に餘れる説なり。是等の語例ハ。是に限らざることにて

通ひては、皆彼方をさす言を成ものなるや。そは假字文とともに思ひあやまることを
俗文に奉存と云に當りて、是等の言のみ奉るは己が思ふ方に付て云て只は思ふ様なるを
云と成り、彼方を敬ひても、のみ奉る等の言哉添るなるらむ。其を當らざ
る言之として、只何とし思ふ、何とを存ものと書も、返りて無礼き方と成なるべきや
然ば、彼御番卿奉る等のはしは可例にて、若己が口よりは只番に上れ奉るものとしても
のとさも、自然無礼き詞となるなるべしや、然るを必無べくにして、僭妄を改め且は愚
蒙を除に為こなるどえるは、一笑に餘りしえんよりも、今一層可笑き論ひて、自辞
譲るなりとえしも、誠には汝に不敬の罪を科せざらんや

○中華にては夏殷周ノ三代ヨリ以後はさ
西戎に於て、歴代に其國号を革建ると、彼土は授禪簒奪立相尋て、其国王の統
毅変すれば、必一代毎に其国号を革建ざることを能もさるは然るべき勢に、然日本にては
公家ノ世は只日本号ヲ称しえるは、例の整音へざるにて、日本と云号の起りし代をも知れる

弁へざる説之、是等の事は鈴屋故翁の國号考に謂述されれば、今煩しく弁へざる
べし。然又鎌倉の世、室町の世と云類を、是則武家の國号之とえるは、又最謂述無き之状
なるべしや。頼朝卿以来は、武家の棟梁たる方に、征夷大将軍の号を拝任有ける。天
下の政務は預り坐しとも、猶大御代も歴世の、天皇の大御宇にて、普天の下、白王皇
臣に非る人土無りき述は、如何でか別に武家の世の国号と云謂述の有んや。果して論者の
説のやうは、武家も実は、簒奪なるの罪遁述難かる可し。究竟然る謂の有んや。然
るを弟に西戎の例をのみ思へるから、妄に如此る説をし為には至適ら、只は彼鎌倉
室町等は、此を以て其時代を云分ぞしては叶さる由なと有ん時に其時代をさ云
分可きのみ。是を如何でか国号之とはえんや。今論者の云所は、此鎌倉の世なとえめしを
彼土の歴代に、當代の國統を拵る王に、従はざる人ともの、彼方此方に国を建てる
年号正朔等をも異にして、各己が随意に、侯と云ひ王と称し帝と呼、彼三
國の呉蜀より以下、東晋の五胡十六国、各別に国号をとして称へし類と云んと

偽なりと果して無からば論者が説は武家を僭偽と為る者ならんや然らば鎌倉室町なとも言ひてんか其時代年号迄でも云可く又何天皇の御代の武家は誰の世ぞ何し等とも云可きことにて心推出して鎌倉室町家名を挙ぐる称するは限らずさる可き也又今此全篇には化て天子に非る限りは御ノ字を除くし自ら云ふ其古も未乾かず其筆も未動かし止めざるに統御の字を東照神祖に係奉りて云るは何自言を喰るや神祖を僭偽の君と為奉るにぞ是より後よりも従此熟字を用ひたるにや若統御の字を用ひなば何れも御当代此類の御ノ字を略くや此字を略きて称奉るは既に上にも論ずるが如くなり其恭敬を失迷し物ぞもし又西土人等の其己が時代を国朝本朝我朝等と云るは其對して云可き異姓異代の前代とも有故に是を推出したる云状とんもんも非ぬなり然れも姑く今世を右の鎌倉室町へ対して御当代と申さんは然も有るべし只当ノ字はソノと訓じて過去し方に多く用て当時当世をソノカミ。ソノヨト訓まする類ぞと混迷んとを心為可し

○昔周ノ世ノ諸侯ハ云 畢竟皆諸侯なりと云て

先ッ諸国の大小名達を諸侯と称する号は天朝よりも府朝よりも未賜りたる事を聞ず大名と称する号も改めて賜りたるを聞ねども神祖よりは万石以上は大名たる可き御定目なれども従大名とも申す可きものか元和の御定武家の法令十三條を定め給ひしよりも其九諸大名参勤之法と有りて従此外にも大名の号を挙ける迄なり然るを今論びて畢竟諸侯之と云るは又私なる妄称ならずや国史略凡例にも既にその従有り大名原謂諸国武弁豪族家世多ク領名田如列侯者若夫後世武家世主国郡者即儼然有土之君也而亦通称大名近世操觚之士私称諸侯是也然未聞天朝府朝賜以侯伯之爵故此冊子従旧称書以大名（近世学者称大名家老為大夫亦非礼也此書非叙爵之人則不称大夫也）と然て大名といへる称は本名田より起迄るなれど従今の世は大

名達をば大名ともいふも宜しからず所なるは。大和三教論にも是が論ありて。本行經ニ曰。城主ハ有ニ大名ノ稱ニ左傳ニ曰。美城大名ニ皆諸侯之謂ニとへるをも合せ考ふべし。但し此左傳ノ説ハ。即ち本書にも故ニ勸ニ之城ニ其賜邑ニ美城之大名之子孫不忘云。而城之美云。と有達ハ其ノ義少し異なるべし。凡大夫トス云ハ諸侯ノ臣ニシテハ俗ニ家老ト云者大夫ニ云。此説も右りの国史略の説と合せ見て其の可否を弁ふ可きなし。

○凡君子ト云ハ。君子小人ヲ善人悪人ト見ルハ宋人ノ謬説ニテ云小人を細民奴婢の類をいふ。君子といへるは一向に。荻生氏辨名にも。位を主として云也。徳を主として云との説なり。依て其上位に在るの人といへども。その操心小技なる迄ハ亦之を小人と云と謂り。此説の如くなるべし。則ち我邦の小人とも。此所謂道の俗俗にいつはらぬ人といへるに當るなるべし。彼孔子の小人の儒と成る事勿れと謂しも此意なり。一向に細民奴婢の名とのみも云可からずして。廣くは賢不肖を對へるなる称と知るべし。

○佛法ニ信ヲ尚フニツキテ云。先王ノ道ヲ本トシ孔子ノ教ニ従フ故ニ。聖人ヲ信セザル人ニハ見ス可カラズ。凡書ヲ見ルニハ虚心ニシテ見ルヲ善トスト云如此云るも。實に然る説なりけり。彼荻生氏もいへるが如くに。論者の徒此聖人を信ずることも。今の佛者の仏を信ずる有状なるがごときは。是等の書をも全く信じて。諸の小人までも最稀なる可し。然れども今我黨の。彼聖人を信ぜぬ所由ハ我私の心ならずして。道の大概なる故なるをや。然るに今の人は此篇も。經濟をしも論じ作。我が。彼聖人を信ぜぬ人には。見せ可からず。凡てをも自ら云るは。最も笑止の事なれ。寛に西戎なる聖人流儀に。心酔なさざる限りの世人ハ。如何でか此書を全くは信せんや。

右凡例の所々を辨ぬ

○凡天下国家ヲ治ルヲ經濟トス云。堯舜ヨリ以来云。天下国家ヲ治ルニアリ

外ニハ所用ナシ。孔子ノ門人七十二賢ヨリ以来ノ学者此事ヲ学フ者ナリ。是ヲ
捨テ学ナハスシテ徒ニ詩文著述ヲ事トシテ一生ヲ過ス者ハ真ノ学者ニ非ス
之此一大事ノ為ニ心カラ尽シ理世安民ノ術ヲ世ニ宣布スヘシトゾ云
論者の志れは也。之にて見るべし。所謂天子王侯の師とて、あふろ多く
思召る状也。但しその師とハ彼土まてハ、それ王侯の臣とせずして此(こ)を学ひ。
此よ其術を行ひも令る人を云ふ。凡京学者ハ、道を学ふ人也。道を行ふ
人よ非ずて。真の臣ハ皆官を世(よ)よ為ますして。王公将相皆それ種となる
行ひなき道なれハ。理世安民の術此極致也。下る者もたまし右(かり)ませ。只皆
上の法捉よハ。背く悲しく卿も私此科箇を立て御政術の美悪などをハ
假初よも云ふべき物をと云事を。心魂よ徹して紙筆て心も定めて
心得違(あやまち)つまじき義を諭し得るを以て。基原と為可し。世人の心如斯なる
時よハ。仮令上此御政事此節(ふし)善ならぬ事ありとも有り。或も暴戻凶徳の

君の御代なりとも。奉事ふる事よ更よ難こうる可きよハ非ずて。是真の道此極致なれ
て。凡臣民たる者の盛徳の至りなり。然(サラ)下る者ハ然(シカ)心得違ひして奉事もせ
ず。上たる方ハ。又上ゝる方の御心行。御盛徳此事有る可きハ。固よりなれど
是を非道よ残害(ツコナイ)すふ事も素より為下ても可きよ非ずて其の旅(うへ)よ仁術を
尽さやすふ可きハ。凡人君と生れ方しの。道徳なす道也。然ならその凶徳などのし。行ひます
ものにも有んや。引出自すら最(イト)も恐るきもののもじ白檮原の大御代より以降(コナタ)まで、ハ
武烈天皇計り。凶徳よ大方し生るハ堅ぬなを。我神随の真此道の行ハ迷ゑ
彼誡奪篡弑立の相続る戎狄意の。未深く相染ざりぬ世人の心も。比に於ても猶
最正く。頼ましかりし物よてど。当時の趣ともの。紀よ見えしを見るよぞ。又頻造
諸悪不脩一善。凡諸酷刑。無不親覧。国内居人咸皆震怖すと有る
以ても。当世の状をも知る可き物をや。如此凶徳のことをも行ひ給ひしかど
も。居人(クニタミ)等は。唯皆震ひ怖れしのことならく。更よ怨望為奉りつる趣ハ

音聞えぬを容し是最正き趣としまて。帰ありまへるが如くに。下なる者もまた
まし右なれ。上に服し。従ひ事ふる外にも。我私なる心なとあらじ。何思ふは逆
き謂道なるをや。西戎国にしても豈然らんや。下民黨（コヅツ）集て怨望為す。所
謂大命胡（ヅ）不至。時日曷亡ん。我汝と偕に亡ん。とあると罵りて。下なる者
を失ひ極（ハテ）て。下民皆あつ仇とも成（ナラ）んや。如斯る故以て彼土の王（ヲウ）等は。桀紂等
をむ首（カシラ）と為て。一旦（ヒトタビ）凶徳行ふ時には。忽ち国家を失ひ亡（ナミ）して其身を簒
せらるるにてや。是聖人の道に於ては。第の上に民を主として。返りて君を
む次と為すり。冠履毎し位を革め。民心世風の然（シカ）のに薄きも。此我なには
縣隔なるにてや。如斯道は彼土の聖人此理世安民の術なるぞ。如何に学て得達
なりとも。是を引来りて例と為た。我か民をむ。治むべきものは。然る以所も
道の大本。大に異なる謂道有るぞ。其然（シカ）異なる大略は。彼聖人の道にては
仁義礼楽を大本として。只言行の美醜のみを以て。道の体とも為（ナセ）るよう

して。善をも無下に卑賤きをも。聖賢君子と崇べ尊び。悪きをも當世此
王をさへに。独夫匹夫と罵りて。民の世鄙なりとも嘲り。或は逆逃の主なりなどと
詞を極めて云下せるも。聖人よりして皆然なるをや。或は人を論ずるにも。天下
生まれあふにして貴きとのなし。天子の元子すら士のこととえひ。又王公将相寧（イヅクンゾ）
有種乎と云もきてや。然るに我真の道は。大に然らずして。仁義礼楽なとし
云事も。更に道のなにもあらずして。道のみをむ天地と無窮に。変る事なき
き。尊卑素性を分ちて。撥巻も恐き天統も。白奉るも更にて。王公将相
皆種ありて。天子の元子も主（キミ）なし。随（ナガラ）の。天津日嗣の至尊に坐なし。大将
軍の世子もさ又生（ナマ）坐すが。此将種に坐なし。其外公武の子達何ぞ。生坐
なのみに其程々には。貴く坐さるなし有んが。其は皆言行徳否には拘はるとし
無くして。専素性の種胤に因をや。如何で彼土に貴賤統無き。仁義を
本と為道の教此。我神道に同じからんや。如斯（カカリ）の道のみ此大本此大に異

なる精説とゑども。又其得失何との事とをも八。既く復葛ヲ諭しなる如くなるべし
今又所謂は略なるものぞ。然れども凡儒者ならん者も。先我生国の古道の大義
を明らめて其條々聖人の道をも考合するときは。経済をも説可きなるなり。然る
思慮も無くして彼が道の大義大事とも八。皆言は八一ツも皆行違ひしきなれ八
国より我美道有る故なる由をも弁へずして一向ヲ彼聖人流を引来りて
彼ノ経済の制度我の制度として是我皆なすも行なる可きものと思ふも
無稽元智の甚きなるべしや。是我如何ての学者也と云ん。

凡経済ヲ論スル者知ルヘキコト四ツアリ一ツニハ時ヲ知ル可シ二ツニハ理ヲ知ル可シ三ツニハ勢
ヲ知ル可シ四ツニハ人情ヲ知ル可シ一ツニ時ヲ知ルヘシトハ云ハサレハ周以前ハ封建ニシテ秦
漢以後ハ郡縣ナリト云コヲ知ル可シ神武天皇帝位ニ即玉ヒシ時如何ナル法ヲ
立玉ヒシヤラン諸侯ヲ立ルコモナク郡縣ヲ置コモナク洪荒草昧ノ俗ニシテ數百年ヲ
ヘタリト見ユソノ後中華ト交通スルニ及フニ既ニ郡縣ノ治ナレハ吾国モ是ニ倣テ

此論ひ例の亦妄説とぞ云し。今の時代までも。若聖人の教を引来りて。経済を
しても論せんとするならば。皆知らずてハ皆有る皆しきなり。皆ヲ止らずて。先ヲ一ツも皆と
云とも其国体国本我明らかなる為。ぞ二にも我神随の大本と。彼聖人の教の大本と
異にや同きやを明らかにし。彼教の旨我ヲ害有るきや。又八彼天命等の説の信す
可きや。選ぶ立官の制の行ふ可きや。否等を明らかにして。然て後ヲ時我為る
者まで及ぶ可きなり。然る我然る可き事と云に我直下後にして。兼卒ヲ彼土の制
度教法を引来りて経済を論せんとするは如何なるべし。是皆国ヲ求メヲ行違ひ
しきものも。聖人流る説にハ別て大事とし為。別て極意とし為処の。彼天命の説
まで。即ち孔子の時にもとゐる説。然るも下象傳ヲ。革ハ云天地革而四時成ル
湯武革命。順乎天而應乎人。革之時大矣哉。なと説るを考ふるべし
湯武ヲ所為をも行ふ可りんや。或ハ仁義を以て道の本とも為。若其ハ仁義を残賊(ツコノウ)
をハ。當代の王をも独夫として。是我殺して弑逆ヲヲハ非すとも為。又代も無し。

民の視聴耳目を新にせんとて。徽号を革め服色を変へ。国号を立て正朔を異にするなど。又其の治術を論ずるにも。専ら民をもとゝ為す主と為て。民の好む所に従はんと民の父母たる盛徳といひ。君をば次と為すとして。悪き君をも民の世讎といひ。其君を弑せるをも。弔民伐罪なりといひ。民の中にて其徳行ある者を后と成すといひ。只下民の心を得るを。君徳の美行と為るなれ。大方是に筆れ数ふれども。決して御国には行はれ得ずして。又行ふ可らざるなれども。只無用の長物として退置可き道は。然る道は彼を引来りて。論ふ可きものにてはない。只其の末々の事。徽号服色文物言行の宜不宜のみなれど。実はこれぞ是非なるべし。是今の御代も即神随なる封建の状に復りぬる道は。彼土の秦漢以来なる。今清の世までなる法にて。従古ては復らざる天下郡県の治の制度を引来りては。仮令斟酌取舎をなすとも。従ての益なきのみならず。是則ち時を知らざる。故論者もさはのことをば知らず。然るに中華は往古は天下封建にして秦漢以後は郡県なり

日本は古は郡県にて今は封建なり。異は国本邦と今の世変。如此に是ヲシテ。シテ一槩ニ古道ヲ以テ今ニ行ハシトスレハ時ト齟齬シテ行ハレズ。なと然りと云へ所ニ儒者の。御国の古も郡県なりと云へるは。只孝徳天皇ノ御宇に。改新の政を建給ひしより後。暫くその制治の行はれつる間にて有れ。彼天皇以前も猶封建の状せつる事を。考へ知らざるは如何ぞや。其上世の封建なりつる由も既く故翁の論ひ置れて。自然に彼土にて公侯伯子男と分てる。五等の状にさへ同じかりし由等あれども。今煩しく弁へざるぞ。然れ其論者の。所謂古道と指るは。周以前の道を云なる可けれども。今の世とは齟齬ましても。行はれては云ふべきなれども。唯彼聖人の道の全体は。縦ひ時とは齟齬せずとも。固より御国には。行はれ得べきを知らざるは。豈不智ならずや。且上世封建なりつる趣をも。知らざるなり。神武天皇帝位に即給ひし如何なる法を立て給ひけんぞ。などゝ云へるは。何等古なき学問ぞや。今此論者の

謂る所ハ。彼土ニてハ其封建の代ハ時もありしとも。國王の統数変りて。是の相変
はるのみならず。何も簒立弑奪なる故。歴代に當代の名改革て。或ハ正朔なと
をも変じ。世人の視聴を新ましてい。己か功を世ニ示さんを以て事と為るる習俗故ま
何迄も當代を建さる初めハ。状し法をも改め更しかるも。其例を思ふて如此とも云
るなる可く迄と。橿原の大御代も。彼土の革命の代とハ固より殊なて。唯大御代
の革み。大御住を兼継のみにて。預き者を手け悔して。古の皇都を遷されしのみにて
彼所も大宮所定められしのとなるをし。如何てか當時西戎國ニ代々世の耳目を新
ませんとて。制度徽号を易るが如くす殊なる御制を建さす可んや。唯天照大御神の
御授生さる天津御儀式の保ましく大名持命の避譲なひたる。顕事を天ちなれ
ど。天祖邇邇藝命の大御宮まり久く遠く所知食しなる。只神随の真ねる道よ
て。その御位をむ所知食なひしのとて。武田氏既ニ云ル説なり。洪範ニ所謂。生民保ニ其
居。惟乃世王。是辰土之所ニ無。而独我神国之所ニ固有ニ也云々故神武帝。雖ニ人皇ニ

始祖ニ不ニ以ニ人事ニ立ニ法。以ニ神式ニ為ニ本ト。従ニ祖先之制ニと又曰。而神道能久
成ル久ノニ於ニ其道ニ而。天下化成ス。観ニ其所ニ恒ニ。而神國萬人之情可ニ見矣。矧ヤ亦
皇統相承テ。無ニ革命ニ之故国ヤ。乎是以テ尚有ニ神代無為之遺風ニ乎。
故ニ其礼楽モ亦不ニ甚ニ嚴ナラ。而民自化ス。孔子曰礼ト云ヒ玉帛ヲ云ヤ乎哉。楽ト云ツ
鐘鼓ヲ云ヤ乎哉。又曰ニ。言ハズシテ而践ス之礼也。行テ而楽ム之楽也。又曰。無体之礼ハ
敬也。上下和同ス。無服之喪ハ哀也。以畜ス萬邦。無声之楽ハ歓也。曰聞ニ四方ニ。蓋是堯
上古無為之大道ニシテ。而日本現行之神道耳。此故ニ當今之大政モ。亦唯優遊寛裕。綽
然ト在ニ宥天下ヲ。乃斯民也。神代之所ニ以直道而行也と論者か種々ある事ども。
是等の説以て其非を知る可し。然るを自称古ぞくして。唯洪荒草昧ニ依テ
数百年をヘタルト見へタリト云ひ。或ハ今世の御政途をも。只因循苟且政ヲ行フ
ノミ。なとえるハ。皆西戎ニまで厳粛の気ある。文飾をも事ある所為と思ひ
泥みて。天下ニ国家を治るよハ。然口さ迄ハ美治無き物の如く思ひ。泥むは非ぞして

何れや彼土に在ても漢より以来も其聖人の道能行て治め得たり氣なる世も
更に聞ゆる事無き哉。彼黄老の大道の術を行て、稍其治道の美をも見し其
其民なるをも安しかるハ漢の世に下りても景文の二主汲黯が輩皆現前に其の跡
無くやも。然る儒者ハ我古の事をも皆非へぜしして只聖
人有るをのミを偏に其の陳言に泥めるも如何れや。只古の道の今に於てハ行も道
難からんと思へるハ未しき論也。道体ハ豈古今有んや、何時の世とても行はれまじや
則彼土にても漢の世に下りてこそ、尭舜以来の大道の行れ多かりし事、右の如くなる
あらずや。只彼聖人の制度の詳(コマカ)に備り事繁きるをも、固より後世無窮にハ
行はれざる物なる由も、更めて伝て無きものをや。其しかるの事も彼等に就(ツキ)ても知
る可し。
二ツニ理ヲ知ルト云ヘ、民ハ微賤ナルモノナレ𪜈理ニ逆ヒタル政ニハ心従ハズト云ヘ
無義も既にもいへるが如くに、聖に於ても民を以て主と為す故に自然に然る状也。又固
より非理なる政ハ上の失なる道も、君民の従ひ難きを見てハ顧ニ更めらる可きも

云悖るも非ず。別て悖るも後の世も。世の人心も大方西土に成もて多かりしに、如此る民
俗も実に尋常に非るハ、福神の悖心なるものゝ、最も慨きことなるを然れども志
有ん人ハ甚(イカ)で世人を教へ諭しても、古人に復き悖欲きる業(ワザ)し、但し古心に復り多きとぞ
も逆理の政令を行はれんも、何事ならばんとえにも非ぞ。逆も悪順も善なるとハ固より
なるを、如何にも順理なりんもぞ。美好(メデタク)きるなるを、然るて事に一ツも逆理のるは有ん
ぞも、民の是に従はざらんも、実も道の衰へたるなるぞ。猶甚だしきことにも有らん。
四ツニ人情ヲ知ルトハ天下ノ人ノ実情ヲ知ルノ実情トハ云ヘ、凡政事ヲ施ニ協フトハ民ノ好ミ楽
ミ喜ブコヲ行フ之ト云ヘ、サレハ昔ヨリ人情ニ悖リタル政ノ永久ニ行レタルフアラス也ト云ヘ、大学ニ民之
所好則好之、民之所悪則悪之、謂之民父母ト云ルハ民ヲ愛スル道ヲ云ルナリト云
民をも仁愛なるものも、固より人君の美徳也と為所なるなれ。第に民を主と為
するハ、只西戎土なるその意にて、道の本義にて違ふ所なきにも非ず。凡人君として
民に在ても、君威君道を以て在しも無し、君威君道ハ父母の其ても我親愛

しては之に従ふとも、其道本より同じからん。然るを人君として民に従ふに父
母なし其子を親愛する道をいて之に従ふは弱法にして西戎国なるもの也
凡て西戎国にては、君臣の道も、唯時々の假物なるも、是戎狄の道なるに、父子の道
も彼土にても、神随の道なる故に自然に備はりて、君を外とし父を
内とし、孝を以て百行の長として、君には三諫して去る。君臣は義を以て合ふ故に
是も臣節臣道を失ふして、父子は骨肉以て連る故に、諫言聴ざる極には號
泣して従ふと云ひ、喪服の制なども、君にも三年と云るも、父を本として定る所なる
如く、事に如此るを彼の所謂天然の至理と思へるなり。遂に君位君道を以て従ふ可
き、治民の上にも、彼の父母親愛の弱法を以て従ふ。仁君美行の盛徳とも為に至迄
るゝ、是本君臣統無くして尊卑素性に分るゝる無く、只その徳行を道の至
極の美事と為なり。如此る説をも為すのなるをや。然連ども是等の聖説も皇国
に美なりとて称するに足んや。皇国に在ては、假令時勢に屈伏せるの君臣なりとも、民

皆天皇の公民なるを、各何連も天皇の御尾前として分ち治めらるゝなる迄も、君
道なる其民の国民なるには、万古不易の尊卑上下の常道にして、彼時々
の假物なるが、尊卑の理りには非連ども、民をば仁愛為可くして、親愛為可き道
には非るも、唯天日の下土を照臨せるやうにして、君道を最明なる可し。彼土只管
に民心を危踊る国なるの故に、遂に其好悪せる所にさへ係るゆ、論るに至迄り。孟
子に言る説にも、桀紂之失天下也、失其民也、失其民者、失其心也。得天下有
道、得其民斯得天下矣。得其民有道、得其心斯得民矣。得其心有道
所欲與之聚之、所悪勿施爾也と、是に彼姫昌姫発などの、殷の天下を簒奪
なるも、皆此道を以行て、歳月重ねて除々に民の君と君の国とを蚕食して
遂に天下を取得しものゝ、是等の精き説なるも、是も亦復葛に論ひ至る
を見て知るへし。然るに夫等の道を用ひ来りて、今の御代の御政術も、只民心を
得るを以て美なりと為可きことの如く云るは、道の大本を弁へ知らずして我

克明館藏書

彼國俗の厚薄美醜固より習慣の同しからさるとなれハ。妄りに弁へさるの論し後
世も我民情も彼土の風儀に染害運して。逐に西戎めき来りなハ云ともいかゞならん
風土自然の美質も。争ひ難き物なれハ。我人民の工織恐くハ遂敬ひ己を慎めることハ
彼西土なとの薄俗なることハ。固より同年にも云可からさるハ然る物なれハ。是偏に我か
皇統の無窮なる。万国に比類なく。又王公将相皆其の種統の有故なるなれハの
其国俗の厚薄の著明なるものハ。彼土の彼桀紂か代も。我武烈天皇の御代よりハ
千餘年上世なる代なるに。民然計に怨望なりしを。彼天皇の御代も。世も然計
後ましくて。殊にも彼然の趣とも。漸く移り来し時なるにたよるに。彼當時代よ
人民ともの。只震怖畏下慎と居かりし趣なるハ。彼薄俗とハ如何にもなるにの
国もえより君よ臣ぬ民も国より君よ臣民と。何か然のことハ民心を悼り望んや
然るを彼然の説ゆへにも　且天之生民非為君也天之立君以為民也と云なとい
云るに至りしかり。果して如此なる時も上下なる尊卑の位勢ハ皆衰表となきさること。能ハさるもの

なりやし云こ　世人ハ經濟ニ心アラン人ハ物理時勢の三ツハ知り易ク人情ハ知りがたし其故ハ
人情ハ常理ノ外ナルコアリ譬ヘハ云と　左モナクテハ叶ハズシテ人情ニ通スルヿ能ハズ云と
此道理の論ひともし。最も瑣細の論ひなれて。云に足さる説とも聞ゆるなれや。果しく
此然に云る所如く為んには。天下億兆の人情を。皆其々の其尋求めんて皆其々の情よ
協へて。政をも行ハさんとには。遂に全治ハ得さるに至らん。只安民の政要と云ハ。民し
多事なかれしめんやうとを。主し為可きなり。是仁術也。然のこと世人の情を探りて事を
行ふ可き者なりんや。但し礼よ謂る如くに。民の従ふ所ハ其令する所に従ふにして
其行ふ所に従ふなるハ実になきなるなりされハ。人君其位を術を行へとも。下民も亦
是に化して。自然多けれるなりけにして和同意と　士大夫世禄之家ニ生レタル云い
此事ノミニ非ス亨聖帝明王ハ心補佐ノ臣ヲ用ヰ玉ヒ補佐ノ人多ハ卑賤ヨリ出タル人也常
売ハ廬ニ舜ヲ挙テ云ト　此等の論ひハ。皆なれて。引出言可きことにハ有んや。如何にも
世禄の士大夫達。或ハ王公達の上状にてハ。下民の艱苦も委細にハ知ろうし食達ぬ

克明館藏書

る事有可きハ。然る物のゑんよしれかに世官の家ニ生まられたる人ハ。政道のよしあしもハ
臨時の趣なしとすべからず。大体の大綱も。皆随の趣有て。祖先の時より。行ひ来たれる
跡なるうへも。只安らかに先蹤ひて。異なる制度を立なと為る事なかれ人にハ。仮令
民の情を。當身にハ委く知り得られざるとも。甚き害も有るはしきことを知へ。強ちに
人才を選て。卑賤の者を引挙なりとて。代々にその人有るにも非ず。然れバ始く
一時の美跡も有りしかども。国家永治の法にもあらず。為に足さるものを。何か禎祥き例も
為る人や彼大聖人の聖智を以て其人材を選なるさへに。禹も稷契に及ばざりしを。為
も稷又禹に及ばざりし。遂に位を譲り継ぬものをや。是より以降もえんも更に。且その
卑賤を擢用なるハ。彼戎狄なる風俗にて有れバ。更に清玉の風俗に。協ざるなる
るなるや。然るハ周の王公将相。皆その種なる故なるなるや。且彼姫旦の。三吐一握せ
しなども例なりとも。実も當世の人心未周に服せざりしものならずして。周旦
大に是を恐て。如此なるの所為を為て。士民の心を取たるものへ。総て武文且奭。

望等の所行も。甚き不義奸悪。不忠陰毒の所行なるにて。只偽善厚貌の大悪人
なりしなり。精も復萬に就て弁へ知る可きなり。然るを今論者の云る処も。我邦道の大
本の異なることをも弁へずして。向に人才を好むんとするへる。異国の異例を引来
りて。政の可否を論んとせるハ。最嗚呼なることなり
甚ダ間有テ古今ノ世変ニ達シ時ヲシリ理ヲシリ勢ヲシリ人情ヲシリ経済ノ道ヲ明ラメタル
者ヲ卑賤ノ内ヨリ挙テ補佐トシテ治道ヲ論シ政事ヲ議シテ不易ノ定法ヲ立ナハ、
天下何ヲ治メ難カランヤ云々

今論者の如是云るハ。自ら其器に任せるなるべし。最
も嗚呼なる論ひなれども。然る人等を用ひ坐ねばとて。従天下の治道政るすべき
足ハせのみぬるにて。何処の治め難きなるすもあらずて如此云るや。然る人どもを擢用
し坐んも。返りて害こそ起りぬ可れ。天下永治の定法を議せられんに。何れも卑賤に
問るまでも及ばんや。国の重器をバ。此にして卑賤の者に預けるもの可のさるなり。但し
志ある坐人との。仮令卑賤の者の。白せる事ぞなくとも。其人の見識有て。道の得失を論

国立公文書館
National Archives of Japan

罕なるなりと也。書なとを著しるを見るに、或は名てその論しれを實生可き
るは、悪きには筆はどにも、直ちに當人を挙用りして、當今治道政事を補佐なさ
しめなんとるは、中には國風を失へる無有て、返りて治道の害を生じ兼かい所為
なる道也。絶て行なはれ難しきると、是則神の御代より以来、万古に亘りて、動く所
しまの政基なるをや

凡經濟ハ言ヲ称ヘ言ヲ師トスルヲ云堯舜既ニ言ヲ称玉フ之又傳悦カ言ニ之と
如此も之道とも、今彼論者も、言をも称する無くして、只彼其一己の制を
のゝ制と思ひるす。其説引寄りて諸説成為ハ、何ぞ自ら己説に虎るや。
之ゝ政事ニ本末アリ本ヲ立テハ末治安シ之と　如何なる治道に本末有る之、然るに
論者ハ、其本をもしらずそして、其末事をのミ論じ定るが故に、更に行道ひ難じ
きるなり。又も多き由も、上は渇に云るが如くこれ其行ふ所に、本末有るのみに非ず
其之を行ふ人にも、亦本末有りてなる。即ち其本なる人も、其事の本の本なる迄で、其
本なる人、固より本なる人にし非ず迄は、只将になる雇人の假人にて、其本変して立さる
なるなりて、末治も亦是が安からざる之。彼立ちては、其本なる人にて、固より本なる夜
性の人にし非ずして、唯一世一時の智徳、或は勢に據る。假りに怙く其本なる
人に成る故に、素性も唯下萬民と同等の者なるが故に、常に痛く、下の人残危
蹈恐るゝなる之。又下なる人も、窺覦の心、常に止む無きものなるをや。其彼処にては、治
道の本と成る人にて、其素性も、下民と別無き由の説ハ、惟天生民有欲無主乃乱
天生聰明時乂と云ひ、或も亦惟天地ハ萬物之父母。惟人ハ萬物之霊。亶聰明作元
后。元后作民父母なと見えたる此彼有るをや。それを本等き蒸民なる迄とも
聰明なるが暫し登りて、その元后とハ成るなるをや、従て等のなりし番曲にん
復萬になるを見る可し

右總論の所々を辨しぬ

克明館藏書
克明館文庫印

国立公文書館
National Archives of Japan